

社会福祉功労者厚生労働大臣表彰実施要領

第 1 民生委員・児童委員の表彰並びに民生委員優良活動団体の表彰及び感謝状贈呈

1 趣旨

この表彰及び感謝状贈呈は、民生委員及び児童委員表彰規則（昭和 35 年厚生省令第 34 号）に基づき、民生委員・児童委員であって、職務に精励し、その功績が特に顕著であると認められるもの又は民生委員活動を積極的に行っている民生委員による団体であって、その活動が顕著であると認められるものに対して行うものであること。

2 被表彰者の範囲

（1）民生委員・児童委員

昭和 36 年 3 月 8 日厚生省発社第 79 号厚生省社会局長児童局長連名通知「民生委員及び児童委員表彰規則の制定について」の表彰の範囲によること。

（2）民生委員優良活動団体

ア 表彰

民生委員活動団体としての功績が顕著であって、その活動内容が先駆的又は模範的と認められ、10 年以上継続して活動しているもの。

イ 感謝状贈呈

民生委員活動団体としての功績が顕著であって、その活動内容が先駆的又は模範的と認められ、5 年以上継続して活動しているもの。

3 被表彰候補者の推薦

（1）民生委員・児童委員

ア 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長（以下本要領中「都道府県知事等」という。）は、2 の（1）に該当する者があるときは、原則として次表に掲げる推薦人数以内の者を推薦すること。

現に民生委員・児童委員である者の数 (毎年 4 月 1 日現在)		推薦人数
	1, 000 人未満	2 人
1, 000 人以上	3, 000 人未満	3 人
3, 000 人以上	5, 000 人未満	4 人
5, 000 人以上	7, 000 人未満	5 人
7, 000 人以上	9, 000 人未満	6 人
9, 000 人以上		7 人

イ 2 の（1）に該当する者で、過去において民生委員・児童委員として褒章条例（明治 14 年太政官布告第 63 号）による藍綬褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは厚生労働大臣特別表彰を受けたものは除くこと。

ただし、昭和21年に方面委員永年勤続功労者として厚生大臣表彰を受けた者並びに昭和32年及び昭和49年に民生委員の永年勤続者として厚生大臣から感謝状を受けた者は、この限りでないこと。

ウ 推薦に当たっては、別紙様式1-1により厚生労働大臣表彰日現在で推薦調書を作成し、毎年6月30日までに推薦順位を決めた上で地方厚生（支）局長に提出すること。

(2) 民生委員優良活動団体

ア 都道府県知事等は、2の(2)に該当する団体があるときは、2の(2)のア又はイのいずれかについて、原則として1団体を推薦すること。

イ 2の(2)のアに該当する団体で、過去において民生委員活動を行う団体として厚生労働大臣表彰を受けたものは除くこと。

また、2の(2)のイに該当する団体で、過去において民生委員活動を行う団体として厚生労働大臣表彰又は厚生労働大臣感謝状を受けたものは除くこと。

ウ 推薦に当たっては、別紙様式1-2により厚生労働大臣表彰日現在で推薦調書を作成し、毎年6月30日までに推薦順位を決めた上で地方厚生（支）局長に提出すること。

4 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、3により推薦された候補者の中から地方厚生（支）局に設ける選考委員会において選考し、厚生労働大臣が決定するものとする。

地方厚生局における選考委員会の構成は、次のとおりとする。

地方厚生局長
地方厚生局健康福祉部長
地方厚生局総務課長
地方厚生局健康福祉部健康福祉課長

地方厚生支局における選考委員会の構成は、次のとおりとする。

地方厚生支局長
地方厚生支局総務管理官
地方厚生支局総務課長
地方厚生支局健康福祉課長

第2 共同募金運動奉仕者及び奉仕団体の表彰

1 趣旨

この表彰は、共同募金運動の推進のため共同募金運動の奉仕者又は奉仕団体として率先して活動を行っている者又は団体であって、その功績が特に顕著であると認められるものに対して行うものであること。

2 被表彰者の範囲

共同募金運動の奉仕者又は奉仕団体としてその功績が顕著であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、(1)にあつては原則として、過去において共同募金運動功労者として都道府県知事等から表彰を受けたもの。

(1) 地方分

ア 共同募金運動の推進のための奉仕者として、過去20年以上にわたり率先して活動を行い現在なお活躍中のもの。

イ 共同募金運動の推進のための奉仕者として、過去10年以上にわたり率先して活動を行い現在なお活躍中のものであって、その活動が他の模範となるもの。

ウ 共同募金運動の推進のための奉仕団体として、過去10年以上にわたり率先して活動を行い現在なお活躍中のもの。

(2) 中央分

共同募金運動の推進のための奉仕団体として、全国的又は広域的な規模で過去10年以上にわたり率先して活動を行い、現在なお活躍中のもの。

3 被表彰候補者の推薦

(1) 都道府県知事等は、2の(1)のア又はイに該当する者があるときは2人以内を、同ウに該当する団体があるときは1団体をそれぞれ推薦すること。

(2) 社会福祉法人中央共同募金会会長は、2の(2)に該当する団体があるときは、3団体以内の団体を推薦すること。

(3) 2に該当するもので、共同募金運動奉仕者又は奉仕団体として過去において厚生労働大臣表彰を受けたものは除くこと。

(4) 推薦に当たっては、別紙様式2-1(2の(1)のウ及び同(2)については別紙様式2-2)により厚生労働大臣表彰日現在でそれぞれ推薦調書を作成し、毎年6月30日までに推薦順位を決めた上で厚生労働大臣に提出すること。

4 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、3により推薦された候補者の中から厚生労働省に設ける選考委員会において選考し、厚生労働大臣が決定するものとする。

選考委員会の構成は、次のとおりとする。

社会・援護局長

社会・援護局総務課長

大臣官房人事課長

大臣官房総務課長

第3 社会福祉事業従事者等の表彰

1 趣旨

この表彰は、社会福祉事業に永年従事している者であって、その功績が特に顕著であると認められるものに対して行うものであること。

2 被表彰者の範囲

社会福祉事業の発展向上に顕著な功績があり、原則として過去において社会福祉事業功労者として都道府県知事等から表彰を受けた者であって、次の各号のいずれかに該当するもの。

- (1) 社会福祉事業の従事者として、原則として過去20年以上にわたりその業務に精励し、現に在職しているもの。
- (2) 社会福祉事業関係団体の役員等として、原則として過去20年以上にわたり社会福祉事業の発展のために貢献し、現在なお活躍中のもの。

3 被表彰候補者の推薦

- (1) 都道府県知事等は、2に該当する者があるときは、原則として東京都においては8人以内を、その他の道府県においては6人以内を、指定都市においては5人以内を、中核市においては4人以内をそれぞれ推薦すること。
- (2) 2に該当する者で、過去において社会福祉事業従事者等として褒章条例による藍綬褒章若しくは黄綬褒章又は厚生労働大臣表彰、内閣府特命担当大臣表彰を受けたものは除くこと。
- (3) 推薦に当たっては、別紙様式3-1(2の(2))については別紙様式3-2により厚生労働大臣表彰日現在でそれぞれ推薦調書を作成し、毎年6月30日までに推薦順位を決めた上で厚生労働大臣に提出すること。

4 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、3により推薦された候補者の中から厚生労働省及びこども家庭庁に設ける選考委員会において選考し、厚生労働大臣が決定するものとする。

選考委員会の構成は、次のとおりとする。

ア 厚生労働省

社会・援護局長
社会・援護局障害保健福祉部長
老健局長
社会・援護局総務課長
社会・援護局障害保健福祉部企画課長
老健局総務課長
大臣官房人事課長
大臣官房総務課長

イ こども家庭庁

成育局長
支援局長

成育局総務課長
支援局総務課長
長官官房総務課長

第4 福祉事務所等職員及び生活保護指導職員等の表彰

1 趣旨

この表彰は、福祉事務所、身体障害者更生相談所、女性相談支援センター、児童相談所及び知的障害者更生相談所（以下「福祉事務所等」という。）の職員として地域社会の人々の福祉の向上に特に顕著な功績があると認められる者又は生活保護行政の適正な運営のため永年にわたって尽力し、その業績が特に顕著であると認められる者に対して行うものであること。

2 被表彰者の範囲

（1）福祉事務所等職員

福祉事務所等の職員のうちアに掲げる職種に従事する職員としての功績が特に顕著であって、イからエまでの要件に該当するもの。

ア 表彰対象職種

	職 種
福祉事務所	（ア）査察指導員 （イ）身体障害者福祉司 （ウ）知的障害者福祉司 （エ）老人福祉指導主事 （老人福祉法第6条の規定に基づき設置された者） （オ）家庭児童福祉主事 （昭和39年4月22日厚生省発児第92号厚生事務次官通知「家庭児童相談室の設置運営について」別紙6の1に基づき設置された者） （カ）現業員 以上の職種については、それぞれの他の職種との兼務者を含むものとする。以下、各相談所についても同じ。
身体障害者更生相談所	（ア）身体障害者福祉司 （イ）心理判定員 （ウ）職能判定員 （エ）ケースワーカー （オ）看護師、保健師 （カ）その他の専門職員
女性セクシュアル相談支援	（ア）相談支援員 （イ）心理支援員 （ウ）支援員 （エ）看護師
児童相談	（ア）児童福祉司 （イ）相談員 （ウ）児童心理司 （エ）看護師、保健師

所イ	(オ) 保育士 (カ) 児童指導員 (キ) その他の専門職員
知的障害相 害談 者所	(ア) 知的障害者福祉司 (イ) 心理判定員 (ウ) 職能判定員 (エ) ケースワーカー (オ) 看護師、保健師 (カ) その他の専門職員

イ アに掲げる職員としての在職年数が通算して１０年以上の者であって、現にこれらの職にあるもの（現在、福祉事務所等の所長、次長、課長等の職にある者を含む。）。

ウ 年齢３５歳以上の者。

エ 地域社会の人々の福祉の向上に顕著な功績を挙げ、あるいは日常業務を進めていく上で創意工夫を重ねる等、他の職員の模範となるもの。

（２）生活保護指導職員等

次のア又はイのいずれかに該当する者。

ア 生活保護指導職員として生活保護主管課において指導監督業務に通算して１０年以上従事し、その業績が特に顕著である職員。

イ 生活保護主管課に在職して、生活保護指定医療機関等の指導監督業務に通算して１０年以上（ただし、他の業務と兼務の場合は１５年以上）従事し、その業績が顕著である医系職員又はこれと同等以上の功績があると認められる嘱託医（福祉事務所嘱託医については通算１５年以上の者）。

３ 被表彰候補者の推薦

（１）福祉事務所等職員

ア 都道府県知事等は、２の（１）に該当する者があるときは、原則として次表に掲げる推薦人数以内の者を推薦すること。

現に表彰対象職種にある者の数 (毎年４月１日現在)		推薦人数
	２００人未満	１人
２００人以上	５００人未満	２人
５００人以上	１,０００人未満	３人
１,０００人以上	１,５００人未満	４人
１,５００人以上	２,０００人未満	５人
２,０００人以上		６人

イ ２の（１）に該当する者で、過去において福祉事務所等職員として褒章条例による黄綬褒章又は厚生労働大臣表彰、内閣府特命担当大臣表彰を受けたものは除くこと。

ウ 推薦に当たっては、別紙様式４－１により厚生労働大臣表彰日現在で推薦調書を作成し、毎年６月３０日までに推薦順位を決めた上で厚生労働大臣に提出すること。

(２) 生活保護指導職員等

ア 都道府県知事及び指定都市の市長にあつては２の(２)に該当する者があるとき、中核市の市長にあつては２の(２)のイに該当する者があるときは、それぞれ別紙様式４－２により厚生労働大臣表彰日現在で推薦調書を作成し、毎年６月３０日までに推薦順位を決めた上で厚生労働大臣に提出すること。

イ ２の(２)に該当する者で、過去において生活保護指導職員等として褒章条例による黄綬褒章又は厚生労働大臣表彰を受けたものは除くこと。

４ 被表彰者の決定

被表彰者の決定は、３により推薦された候補者の中から厚生労働省及びこども家庭庁に設ける選考委員会において選考し、厚生労働大臣が決定するものとする。

２の(１)に該当する候補者についての選考委員会の構成は、次のとおりとする。

ア 厚生労働省

社会・援護局長

社会・援護局障害保健福祉部長

社会・援護局総務課長

社会・援護局地域福祉課長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

大臣官房人事課長

大臣官房総務課長

イ こども家庭庁

支援局長

支援局総務課長

長官官房総務課長

２の(２)に該当する候補者についての選考委員会の構成は、次のとおりとする。

社会・援護局長

社会・援護局総務課長

大臣官房人事課長

大臣官房総務課長

第5 地域福祉活動功労者表彰

1 趣旨

この表彰は、自治会、町内会等の町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本要領中「地縁による団体」という。）の役員として、永年地域福祉活動を率先して行っている者であってその功績が特に顕著であると認められるものに対して行うものであること。

2 被表彰者の範囲

地縁による団体の役員として地域福祉活動を率先して行っている者であって、その功績が特に顕著なものとして、以下に該当し、かつ原則として、過去において地域福祉活動功労者として都道府県知事等から表彰を受けたもの。

ただし、主たる活動が他の大臣表彰制度の対象とする分野である場合を除く。

- (1) 地縁による団体の役員として、地域福祉の推進のために過去20年以上にわたり率先して活動を行い、現在なお活躍中のもの。
- (2) 年齢50歳以上の者。

3 被表彰候補者の推薦

- (1) 都道府県知事等は、該当する者があるときは次表に掲げる推薦人数以内の者を推薦すること。

厚生労働大臣表彰日の属する年度の4月1日現在の管内人口（指定都市及び中核市の管内の人口を除く。）		推薦人数
	200万人未満	1 人
200万人以上	500万人未満	2 人
500万人以上	1000万人未満	3 人
1000万人以上		6 人

（注）人口は、都道府県（指定都市及び中核市の区域を除く。）、指定都市及び中核市ごとの区分とする。

- (2) 2に該当する者で、過去において厚生労働大臣表彰を受けた者は除くこと。
- (3) 推薦に当たっては、別紙5により厚生労働大臣表彰日現在でそれぞれ推薦調書を作成し、毎年6月30日までに推薦順位を決めた上で厚生労働大臣に提出すること。

4 表彰者の決定

被表彰者の決定は、3により推薦された候補者の中から厚生労働省に設ける選考委員会において選考し、厚生労働大臣が決定するものとする。

選考委員会の構成は、次のとおりとする。

社会・援護局長
社会・援護局総務課長
社会・援護局地域福祉課長
大臣官房人事課長

大臣官房総務課長

第6 共同募金運動奉仕者及び奉仕団体の特別表彰

1 趣旨

この表彰は、共同募金運動発足後の節目に当たり、これまで共同募金運動の推進のため、共同募金運動の奉仕者又は奉仕団体として率先して活動を行っている者又は団体であって、その功績が特に顕著であると認められるものに対して行うものであること。

2 被表彰者の範囲

共同募金運動の奉仕者又は奉仕団体としてその功績が顕著であって、次の各号のいずれかに該当するもの。

- (1) 共同募金運動の推進のための奉仕者として、過去30年以上にわたり率先して活動を行い現在なお活躍中のもの。
- (2) 共同募金運動の推進のための奉仕者として、過去20年以上にわたり率先して活動を行い現在なお活躍中のものであって、その活動が他の模範となるもの。
- (3) 共同募金運動の推進のための奉仕団体として、過去20年以上にわたり率先して活動を行い現在なお活躍中のもの。

3 被表彰候補者の推薦

- (1) 都道府県知事等は、2に該当するものがあるときは、別紙様式6-1（2の（3）については別紙様式6-2）により厚生労働大臣表彰日現在で推薦調書を作成し、別に定める日までに推薦順位を決めた上で厚生労働大臣に提出すること。
- (2) 2に該当するもので、過去において共同募金運動奉仕者又は奉仕団体として厚生労働大臣表彰を受けたものは除くこと。

4 表彰者の決定

被表彰者の決定は、3により推薦された候補者の中から厚生労働省に設ける選考委員会において選考し、厚生労働大臣が決定するものとする。

選考委員会の構成は、次のとおりとする。

社会・援護局長
社会・援護局総務課長
大臣官房人事課長
大臣官房総務課長